

令和3年(2021年)6月21日

保護者 様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高

新型コロナウイルス感染症に係る市内小中学校の対応について

このたび、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る緊急事態宣言が解除されましたが、京都府においては、令和3年7月11日までまん延防止等重点措置等が講じられることになりました。

これに伴う市内小中学校の対応といたしましては、本市及び周辺地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に「学校の新しい生活様式」に基づいた通常の教育活動を行うこととします。当面の間は、下記のとおりとします。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 教育活動について

- (1) 現時点では、臨時休業は行いません。
- (2) 感染防止対策を講じてもおなご感染のリスクが高い学習活動の一部は行わないこととします。
- (3) 中学校部活動は、次のとおりとします。

	6月21日(月)～	7月3日(土)～
参加者	自校生徒のみ	自校を含め府内の2校程度
活動場所	校内に限る	近隣校から段階的に府内全域
活動時間	京田辺市立中学校部活動指導指針を遵守して実施	
宿泊	禁止	府内に限り可
大会参加	公式大会に限る	

- (4) 基本的には常時マスクを着用しますが、熱中症予防の観点から、児童生徒が暑さにより息苦しいと感じたときなどは、十分な距離を保ちつつ、近距離での会話を控えるなどの配慮を行い、一時的にマスクを外す指導を行います。なお、体育を含む屋外での活動(部活動含む)については、暑さ指数(WGBT)等を参考にしながら、児童生徒の距離が十分に確保できるよう指導計画を工夫したうえで、マスクを外すよう指導します。
- (5) 児童生徒、教職員に感染が確認された場合は、臨時休業、学年閉鎖等の措置を講じます。

2 ご家庭へのお願い

- (1) ご家庭でも「新しい生活様式」及び「まん延防止等重点措置等」を踏まえた感染症対策をお願いします。
 - ・感染リスクの高い場所への外出は控える。
 - ・不要不急の外出は控える。
 - ・外出の際は、マスクの着用、手洗い実施を徹底する。
- (2) お子様や同居家族の感染が確認または濃厚接触者に特定された場合及びPCR検査を受検した場合は、速やかに学校に報告をお願いします。
なお、児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、出席停止とします。
- (3) お子様の健康管理には十分に注意いただき、お子様やご家庭の方で発熱等の風邪症状が見られる場合には、登校を控えていただくようお願いします。
- (4) 熱中症予防の観点から、次の点につきまして、ご協力をお願いします。
 - ・こまめな水分補給を行うため、お茶などの十分な水分を持たせてください。
 - ・気温が高いときの登下校等においては、児童生徒等の間に十分な距離を保った上で、マスクを外すようにします。マスクを入れる清潔な袋などを用意してください。また、日差しが強い際には日よけに傘を使用することも有効です。

3 その他

- (1) 留守家庭児童会におきましても、通常どおりに運営を行います。
- (2) 今後状況の変化があった場合は、京田辺市教育委員会ホームページ等によりお知らせします。